慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大久保政権の成立をめぐる一考察
Sub Title	A Study on the formation of "Okubo Govemment" and the political role of leaders
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.6 (2001. 6) ,p.93- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010628-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

大久保政権の成立をめぐる一考察

笠原英彦

一、はじめに
二、明治六年秋の政情と大久保の政体構想
三、大久保政権の成立と伊藤博文
四、政権の維持と家禄税問題
五、結ひ

一、はじめに

明治六年十一月末、依然政変の余韻さめやらぬ中、大久保の内務卿就任により事実上大久保政権は発足した。周知の通り、同政権は明治十一年五月、大久保が紀尾井坂に斃れるまで存続し、一般には強力な政権と捉えられがちであるが、発足当初より政権基盤が盤石であったわけではない。にもかかわらず、大久保は短時日のうちに支持の調達と主導権確保に成功し、政権をまがりなりにも軌道に乗せるとともに、佐賀の乱を鎮圧して台湾出兵を強行するなど、内外の難局に敢然と立ち向かった。(1)

本稿は、こうした大久保の政治指導を可能にした大久保自身の政治手法と新政権を取り巻く政治情勢とを分析することによって、大久保政権存続の背景に迫ろうとするものである。その際、政体構想や名目的な政治権力の掌握よりも実質的な政策選択を重視する大久保の政治姿勢をここでは「柔軟なリアリズム」として捉えるとともに、大久保の

政体構想に込められた狙いと木戸派内部における伊藤の台頭[2]、そして岩倉の調整力[3]に着目することにより、政権存続の諸条件に考察を加えてみたい。

（1） 佐々木克『大久保利通と明治維新』（平成十年、吉川弘文館）が明瞭に指摘するように、大久保政権の本格的展開は明治七年末以降であろう。むしろここでの問題関心は大久保が如何に分裂した政権を維持したかに向けられている。

（2） 佐々木隆『伊藤博文の情報戦略』（平成十一年、中央公論新社）参照。

（3） 佐藤誠三郎「調停者としての岩倉」（近代日本研究会編『幕末・維新の日本』昭和五十六年、山川出版社）参照。

二、明治六年秋の政情と大久保の政体構想

明治六年秋、大久保が提出した「立憲政体に関する意見書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊藤博文文書』、『大久保利通文書』五）については、これまでさまざまな解釈が示されてきた。遠山茂樹、田村貞雄、原口清、石塚裕道、佐藤誠三郎、飛鳥井雅道、毛利敏彦、藤田正の各氏らによって展開されてきた議論は実に多岐をわたっている[1]。同意見書を大久保政権を支える基本理念であるとし、その性格を「絶対主義的」、あるいは「専制的」と捉え、そこに「明治国家権力の原型」を見出そうとする見解もあれば、反対に「国民」創出の意図や「民主政治の原理的正当性」などその開明性を評価しようとする指摘もある。こうした意見書をめぐる解釈の分裂は、意見書そのものがもつ論理的整合性の欠如や現実政治の実態から遊離した理解の結果から生まれた可能性が少なくない[2]。

明治六年秋の政変によって維新政権が大きく分裂する中で、政府は当面、近衛兵の集団辞職、樺太国境確定をめぐる対露折衝、島津久光の処遇、そして税制改正など喫緊の難問と取り組まねばならなかった[3]。より長期的視点に立てば、条約改正への環境整備、入超に伴う正貨流出への対応、財政の再建など、政策課題は目白押しであった[4]。同年十月二十五日に急遽設定された大久保、伊藤、大隈らの会談では、「十分廟堂上之目的確定其実跡を挙ケ政府之基礎相据候迄ハ一歩も不譲決心不相付候而ハ相済不申候付厚ク固め置申度[5]」との意思統一がなされ、政府改革による政権基盤の強化が企図された。その結果、いわゆる参議省卿兼任制が敷かれることになった。かかる措置は、太政官三院制がもつ制度的矛盾を人事面から解消しようとするものであった[6]。

これ以降、大久保を中心に進められた「政府基礎目的の評議」[7]を通じて「建国法之事」や「政体之事」などが提起された。「政体之事」として第一に「即時行政議政判然御引分之事」[8]とみえるのは、「立憲政体に関する意見書」との関係において、とりわけ注目されるところである。藤田氏は、この点について「参議省卿兼任制を採用したばかりの体制とはまったく矛盾する評議も行われたように見えるが、行政・議政の分離を『即時』に実施することは考えにくく、将来的な制度的課題として評議されていたのではないか」[9]との推測を加えられている。実はこうした矛盾こそが大久保の政治手法との関係からその政体構想を読み解く鍵となっているのではなかろうか。

本節では以下、意見書の作成過程とその内容、および意見書提出をめぐる政治状況との関連性を念頭に置きながら、一般にリアリストとして知られる大久保の政治理念がもつ意味について検討を加えることにしたい。[10]その際、意見書の作成過程とともに、木戸の動向にも十分着目しておく必要があろう。木戸はこの頃、伊藤に胸襟を開いて自説を披瀝し、「いずれ建国の大法確定不致ては太政府也地方也全備の良法は無覚束候事」[11]との基本認識を示していた。木戸は大久保が窮余の一策として参議省卿兼任制を採用したことに基本的には反対であったが、大久保の時局収拾能力には大きな期待を寄せていた。[12]

大久保は、同年秋の政変以前から政体改革に腐心し、伊藤と綿密な連絡を取り合っていた。大久保は政権の分裂に直面するや、翌十一月には急ぎ「立憲政体に関する意見書」をとりまとめ、伊藤に手渡した。かねてより大久保の政治理念を示すものとして注目されてきたこの意見書は、すでに藤田氏が論証されたように、当時大久保の配下にあった吉田清成、吉原重俊らの手により起草されたものであった。[13]明治六年十月二十七日付吉田清成宛大久保書簡に「御取調書御出来之由ニ而則為御持被下正ニ落手仕候、篤ト拝覧可致……（中略）……且又国体論之処云々拝承仕候是ハ可成早目之方仕合御坐候間大略を一通り順序を立御取調被下」とみえるように、大久保は政変後混迷する政治情勢を打開するべく、吉田、吉原らを督促して政体論につづき「国体論」の提出を急いだ。[14]

十一月に入っても「政体論」をめぐる議論はさらに続けられた。もちろん青木周蔵が述懐するように、大久保はすでに欧米巡歴を通じてドイツをはじめ各国の憲法や行政制度に学ぶとともに、宮島誠一郎などとも頻繁に書簡を取り交わして政体構想の立案に余念がなかった。[15]以上の思索と

経験が「立憲政体の意見書」に結実するのであり、大久保がわが国の将来における立憲政体への移行を真剣に構想していたことはまちがいないが、これを直ちに大久保政権の政治理念とみるのはいささか早計であろう。むしろ大久保が意見書を提出することによって、政権を修復するべく木戸らをはじめとする政権への幅広い支持を調達しようとした側面をも考慮すべきではなかろうか。

一方、概して急進派と目される木戸にあっても、やみくもに急進、開明を叫んだわけではなく、帰朝直後に上呈した建言書[16]の中で「人民の会議を設るは自ら多少の歳月を費さざるを得ず。故に今日に於いては、政府の有志万機を議論し天皇陛下夙に独裁せらるるは固より言を待た」ないとし、「天皇陛下の英断を以て民意を抑へ、国務を条例し、其裁判を課し以て有司の随意を抑制し一国の公事に供する」との見解を表明していた。これは木戸らもまた、留守政府をめぐる制度的矛盾を十分認識していたからであり、実際「先づ内閣の事情の発途の当時と痛く異なりて、日一日と其一致を損じつつあるに驚き、且その帰朝は図らずも上下紛擾の度を増し内閣の危機を速くの端りたるを見、何れも失望落胆の極[17]」との空気が政府上層部を被っていたからにほかならない。

同年九月の木戸は政府改革の要は人事の刷新にありと考えていた。岩倉らが帰朝すると、木戸は三条に体裁の一新を迫るとともに[18]、「今日之光景決而多頭は不宜、冗官を相省き候は一急務[19]」との考えを伊藤に伝えた。一方、岩倉は今度こそ大久保・木戸体制の樹立を必須とし、黒田や伊藤を通じてさかんに周旋を進めた。そうした政変後の岩倉周辺の情勢を知る上で、とりわけ明治六年九月二十七日付岩倉宛伊藤書簡は注目される[20]。

> 不幸にして一人病気一人は奉命難相成事情に御坐候へは乍恐両公之御担当尋常之事に而は危急多難之際御救済相成様奉存候。私愚考に而は是非大久保拝命無之而は更に其詮有之間敷様奉考候。乍然此上は唯両公之御勘考次第にて何とも難申上、今日之事其憂必しも政体制度にあらすして必境其人を御用ひ被成候と否とに可有之……

この書簡からは、伊藤の見解に木戸の人事優先の考え方が反映していることが読み取れる。旧来からの関係を考慮するならば、三条と木戸との間にも意見の交換がなされたとみるのが自然であり、これが「大久保之処偏に奉命を相祈申候。反復相考候而も同人奉命無之而ハ千万困難と存候[21]」と岩倉宛三条書簡にみえる所以であろう。

十月に入り、決死の覚悟で危急存亡の秋にあたろうとし

た大久保は、まず分裂した政権を修復するべく諸勢力の結集に意を注いだ。そのため、大久保は木戸引き出しにあくまで固執し、同月三十日付の岩倉宛書簡の中で「木戸先生を根本にして御一定」[22]を強調したのである。しかし、政治理念の面で一致する余地のあった両者も、人事をめぐってはなお意見の隔たりがあった。大久保が現実的かつ妥協的人選を念頭に置いていたのに対し、伊藤らは「是非新参を廃し、大久保を出候方可然」[23]との主張にこだわった。しかし、参議省卿兼任制には批判的であった木戸も、政府分裂の危機を十分認識していた。そこで同年十月十八日付で木戸が大久保に宛てた書簡には、「仰願はくは老台岩倉公を乍此上御輔佐患害之蔓延を可成丈不長之間御料理被為在度」[24]との強い期待感が表明されることになる。

結局、木戸は病気を理由に出仕を辞退し、長閥の代表として伊藤を廟堂に送り込むことを企図し、同月二十日、「孝允十有余年之知己に而兼而御承知も被為在候通剛浚強直之性質に御座候処近来専ら意を沈実に用ひ細案精思其力亦孝允同期には稀有之者に付」[25]と伊藤を強く推挙した。

坂野潤治氏かいみじくも指摘したように、これまで明治六年政変に目を奪われて、いわゆる内治優先派自体の分析[26]が十分に行われてこなかったことは否めないであろう。したがって、内治優先派内部における見解の相違を踏まえて今一度「立憲政体に関する意見書」の意義を再検討してみる必要があろう。筆者はこの意見書を明治六年政変後の政治情勢を踏まえた、いわば大久保による「柔軟なリアリズム」の表明にほかならないとの見方をもっている。もちろん大隈と井上の間には財政政策をめぐる基本的な対立が存在したが[27]、大久保は征韓派の下野に伴う政府瓦解の危機をまず回避するために、木戸らの立憲政体論に理解を示し、同時に木戸ら長閥による司法省・江藤派の排除を事実上容認することで、内治優先派の結束強化をめざした。ただ、ここにいう「柔軟なリアリズム」の問題点は内治のためには外征をも許容するその柔軟さにあったと言わねばならない。その結果、早くも翌年、台湾出兵が強行され[28]、木戸は大久保を批判して政府を去ることになる。

「立憲政体に関する意見書」では、まず太政官三院制の改革案が示され、「諸奏事及諸般ノ布令等皆ナ已ニ右院ノ判決ヲ経ルニ非ザレハ太政大臣ト雖トモ決シテ直チニ奏上允裁ヲ受ケ奉行スルコト能ハス」[29]と右院の権限強化が打ち出され、留守政府の制度的欠陥の補正が企図された。山積する諸課題を速やかに処理するべく行政の一元化がめざされたのである。こうした制度改革構想は参議省卿兼任制への

移行とも符号する措置であった。さらに内務省の設置と大久保の内務卿就任はかかる構想を実効化するためには必須の行政装置であった。[30] すでに述べたように、木戸は参議省卿兼任制に終始反対していたが、激しい頭痛と身体の麻痺に苛まれ現実政治にあたる余裕はなく、基本的には大久保の政体構想を受け入れざるをえない状況にあった。

しかし、この太政官制改革案が意見書全体に占める位置づけについてはいささか理解しがたい点がある。それは一方で立憲制が志向されながら当面の措置として行政権の強化がめざされていることと同時に、意見書の中において大久保年来の宿願ともいうべき天皇輔弼・天皇輔導体制の確立に十分意が用いられていない点である。[31] 後者の点について藤田氏は、これを立憲制導入を前提とした意図的削除の可能性を示唆しているが、[32] やはりこの問題は政変直後の近衛兵の大量辞職を念頭に置いて考察されるべきであろう。すなわち、この意見書は天皇の威信失墜という事態が天皇親裁体制の標榜のみでは打開しえないほどに深刻であったことを反映しており、[33] むしろ「天皇陛下ノ権」[34] が議政、行政と半ば並立的に列挙されている点にこそ注目すべきではなかろうか。意見書が雄弁に物語るように、君権をめぐっては「其外貌ノ大権ヲ強持セント欲セハ則ハチ天子坐ナカラ空器ヲ擁シテ昔時将門乗均ノ日ニ異ナラサルノミナラス天位モ亦将サニ危カラントス」[35] との見解が示され、「今日ノ要務先ツ我カ国体ヲ議スルヨリ大且ツ急ナルハナシ」[36] との見地から「法憲典章」の定立がめざされたのである。

該意見書の提出とともに、伊藤、寺島の両名が政体取調掛に任命された。「明治六年制度取調之件」をめぐる「談話」に従えば、伊藤は、政府内部において木戸により早くに「政規典則」の制定が主張され、これを受けて大久保が「政体に関する意見書」を提出した経緯をふりかえり、その骨子が「君権ヲ定メテ民権ヲ限ルト云フニ在」るとしつつも、大久保の立憲制への志向を高く評価した。[37] 大久保の政体案が木戸らの構想をさらに精緻化した内容をもち、同時にわが国独自の君民共治制を志向している点が伊藤を引きつけた可能性が指摘される。これを伊藤による「柔軟なリアリズム」の容認と理解することもできよう。

意見書の冒頭にみえるように、その最大の特色は君主政治と民主政治の折衷にある。しかし、意見書ではまず「世ノ政体ヲ議スル者輙ハチ曰ク君主政治或ハ曰ク民主政治ト民主未タ以テ取ル可カラス君主モ亦未タ以テ捨ツ可カラス」[38] といった曖昧な政治方針が掲げられ、以下「抑政ノ体タル君主民主ノ異ナルアリト雖ドモ大凡土地風俗人情時

勢ニ随テ自然ニ之レヲ成立スル者ニシテ敢テ今ヨリ之レヲ構成スヘキモノニ非ラス」[39]、あるいは「我国ノ土地風俗人情時勢ニ随テ亦我カ政体ヲ立テサルヘカラサルナリ」[40]とする主張が展開されている。

政府の分裂とこれに伴う近衛兵の事実上の解体は天皇親政の喪失という重大な危機を生み出した。「天下の忠害を醸す」[41]と木戸が嘆いた所以である。政府はその拠って立つ正統性原理そのものを失おうとしていた。そこで、大久保は新たな正統性の理論を構築するべく、「定立国法ハ即ワチ君民共治ノ制ニシテ（中略）此体一トタビ確立スル時ハ則ワチ百官有司擅ママニ臆断ヲ以テ事務ヲ処セズ、施行スル所一轍ノ準拠アリテ変化換散ノ患ナク民力政権并馳シテ開化虚行セズ」[42]といった政治構想を提示した。だが、こうした理念はすでに木戸が帰朝まもなく青木周蔵らの協力を得てまとめた同年七月の建言書の中に、「政規は精神なり、百官は支体なり」[43]とする考え方と相通ずるものであった。大久保はこうした木戸の構想を敷衍することによって政権の支持基盤強化に腐心したと言えよう。藤田氏が指摘するように、意見書の中では参議省卿兼任制が如何にして立憲君主制へ移行するかについて十分な説明や見通しが述べられているわけではない。[44]もちろん木戸の側にもこの意見書を的確に批判するだけの具体的な政体改革案があったとも考えられない。木戸の理念は同年十一月二十日、伊藤に提示された政体改革案中にみえる「建国之大法はデスポチックに無之而は相立申間敷」[45]との表現に端的に表れている。かかる見解は、同日の木戸日記にみえるように、「政体上而已変換して其形美麗に相成候とも人智懸隔所詮俄に欧州文明の政府の如き事は実際六つケ敷」[46]との現状認識を踏まえたものであり、大久保の意見書における「君主擅制」の志向とほぼ一致していると言えよう。そして、翌二十一日の木戸宛伊藤書簡[47]からもわかるように、両者の理念は具体化に向けて伊藤により慎重に架橋されたのである。

（1）同意見書の評価をめぐるこれまでの議論のうち、遠山「大久保利通」（『二〇世記を動かした人々』第一〇巻、昭和三十九年、講談社）や田村貞雄「大久保政権の『政体』構想」（『釧路論集』第二号）にみられるような歴史解釈は「大久保政権」を専制的、独裁的とするきわめて一面的な評価であり、必ずしも政権を取り巻く政治情勢を踏まえた議論とは言えないであろう。一方、佐藤「大久保利通」（『現代日本思想大系』第一〇巻、昭和四十年、筑摩書房）は大久保の「近代化」への志向を抽出し、飛鳥井「『国民』の創出」（『国民文化の形成』、昭和五十九年、筑摩書房）も大久保が政府改革事業への参画を求めた福沢諭吉を対置

することで内治優先派の意識変革を指摘して、先行研究のいわば一面的な見方を是正した点は評価されねばならないが、やはり現実の政治過程との連関が十分に視野におさめられてはいないように思われる。意見書をめぐる近年の研究として注目されるのは藤田正「大久保利通の『国民国家』―「立憲政体に関する意見書」を素材として―」（『明治維新の政治と権力』、平成四年、吉川弘文館）である。そこでは大久保利通の立憲政体論に対して綿密な検討が加えられているものの、「大久保政権」の評価と直ちに結びつく議論とはなっていない。藤田氏も述べているように、「三部構成で意見書が成立しているのだが、相互の関連性は見出しにくく、各々か独自の輝きを放っているようにみえる」（一一二頁）のは、全体を通して論理一貫性や体系性よりも評議の最大公約数が優先されているからではなかろうか。

（2）明治六年一〇月二十三日付大久保宛岩倉書簡（『大久保利通文書』五、一〇八頁―九頁）には、「西郷卿進退之事ニ至而ハ実ニ不安」、あるいは「西印云々意外之事ニ候」と動揺の色か濃厚てあり、一方で政権の一翼を担う木戸も病いに倒れ、事実上事態の収拾を伊藤に託した（『木戸孝允文書』五、四四頁、六四頁―六五頁）。かかる情勢からみれば、大久保の意見書は現実政治の動向を踏まえ十月下旬から十一月上旬にかけて急遽とりまとめられたことかもっと重視されてしかるべきであろう。これまで軽視されてきた見方として、大久保が政権基盤強化のため政権への政治的支持を調達するべく、包括的な意見書をとりまとめた可能性が指摘できる。内容上の不整合はかかる契機から容易に生まれたものと考えられる。

（3）近衛兵の動揺を鎮撫するため、十月二十八日、直諭が出されたが、事態は一向に収まらず、天皇の威信はいたく傷ついた。十一月二日の大久保の日記には、「小西郷氏入来近衛兵隊説諭行届兼是非帰国イタストノ事最早無致方寛典ノ処置ヲ以云々取計候トノ示談アリ」（『大久保利通日記』二、二〇九頁）と事態を容認せざるをえない情勢であった。

（4）内外の情勢は多難てあり、とりわけ財政の逼迫は政府の針路をより不透明なものとしていた。明治六年十月頃に提出されたと覚しき意見書には、「現今我国の外債已に五百萬有餘にして其償却の方法に至て未た確然たる定算なく又定算あるも恐くは此一挙に因て大に目的の差違を生し殆と救ふへからさるの禍を招くに至らん」（『大久保利通文書』五、五六頁）とみえ、新政府が肩代わりした債務の大きさが指摘されている。

（5）『大久保利通日記』二、二〇七頁、『大久保利通文書』五、一一三頁―一一四頁。同日付大久保宛伊藤書簡には、「西郷老将今日政綱之紊乱ヲ御憂憤有之候儀も全ク政府之

姑息より生し候ニ可有之、殊更ニ廟堂御注目無之而ハ不相叶事と奉存候」（『大久保利通関係文書』一、一一二頁）とあり、政府の置かれた立場について厳しい見方が示されており、それが政権安定に向けて決意を固めさせることにつながったとみられる。

（6）『保古飛呂比』五（一七二頁―一七三頁）にもみえるように、太政官三院制にはそもそも当初より制度的欠陥が指摘されていた。大久保は明治三年頃よりさかんに参議省卿兼任制を主張していたが、毛利氏の指摘するように、「政治方針と行政との一致」（毛利敏彦『大久保利通』平成九年、中央公論社）をはかるには妥当な政治選択であった。

（7）『大久保利通日記』二、二〇九頁。

（8）「立憲政体に関する意見書」にみえる「欧州各国多年ノ実験ヲ経テ久シク政学ニ力ヲ尽セシ所ノ国ニ於テハ此三大権ヲ区別シテ各其職掌ヲ制限シ法規ヲ立テテ以テ各自ノ権限ヲ定メ互ニ相守リ毫モ干犯セシムルコトナキヲ要ス」との考えはこの構想（『岩倉具視関係文書』七、二三三頁以下）と基本的に一致すると思われるが、同意見書にさらに「雖然今此体裁ニ倣ヒ治国ノ三大権ヲ区分シ互ニ相干犯スヘカラストスルトモ未タ実際ニ於テ果シテ行ハルルヤ否ヤニ至リテハ実ニ予メ言ヘカラス」（『大久保利通文書』五、一九六頁―一九七頁）と依然留保が加えられていることは、「政体之事」において「即時」と銘打たれていることと明らかに齟齬するものと言えよう。大久保が木戸引き出しを念頭に置いて、政変によりひどく動揺する岩倉と歩調を合わせ評議を進めたとみるべきではなかろうか。

（9）藤田前掲論文、一二三頁。

（10）大久保の政治理念に木戸派取り込みという政治的意図が働いていた可能性に着眼したい。

（11）『木戸孝允日記』二、四五三頁。

（12）明治六年十一月八日付伊藤宛木戸書簡には、「久翁は元来在其職海外に而も実にこころを被用其人となりは直実加ふるに一二之補佐有之候ときは政府もめて度相運可申候」（『木戸孝允文書』五、八〇頁―八一頁）とみえる。

（13）藤田前掲論文、一一〇頁。

（14）『吉田清成関係文書』一、書簡編1、一八七頁以下。『大久保利通文書』五、一一一頁。同、一三六頁以下には明治六年十一月五日付吉田宛大久保書簡がみえ、「確定之政体論ハ詳密相調別段間然セル処無御坐候。尚又跡組立之処可成速ニ御調被下候様御頼申上候。明日一字ヨリ大原子へ同道参上可致と約束致置候ニ付御待可被下、同人調も一通出来候賦ニ御坐候可相成ハ直ニ清書相成候様御願申上度」とある。吉田、吉原らを督促して意見書を早急にまとめようとする大久保の意向を読み取ることができる。

（15）明治六年七月二十八日付大久保宛宮島書簡には、「閣下御帰朝ニ付宜シク今日ノ時勢ヲ熟察シテ至当ノ議院ヲ起

シ立法行政司法ノ三大権ヲ平均シテ以テ国法ヲ一定シ廃藩置県ノ全局ヲ御結了有之度」とあり、内務省設置構想についても言及されている（『大久保利通文書』九、二三〇頁）。

(16) 『木戸孝允文書』八、一一八頁―一二九頁。

(17) 『大隈伯昔日譚』、六六四頁。

(18)(19) 『木戸孝允文書』五、三七頁―三八頁。

(20) 『岩倉具視関係文書』五、三二七頁―三二八頁。

(21) 『大久保利通文書』五、一二頁。

(22)(23) 『伊藤博文伝』上、七四七頁―七四九頁。

(24)(25) 『木戸孝允文書』五、五六頁―六〇頁。

(26) 坂野潤治「征韓論争後の『内治派』と『外征派』」（前出『幕末・維新の日本』所収）。

(27) 拙著『明治国家と官僚制』（平成三年、芦書房）。岩倉は政権基盤の脆弱化を恐れて大隈を強く慰留した。明治六年十月十七日付大隈宛岩倉書簡には、「足下ニハ是迄之引続も有之候事決して卒尭御進退無之此上可成丈御輔ヶ被申上候事偏ニ企望致シ候」（『大隈重信関係文書』二、一九一頁）とみえる。留守政府の財政政策を批判し、大久保政権の財政政策を支えるためには、外交通、財政通の大隈は必要不可欠な存在であった。

(28) 明治七年二月六日付大久保宛岩倉書簡（『大久保利通関係文書』一、三二八頁）から、大久保の方針は岩倉により背後から強力に支えられていたことがわかる。

(29) 『大久保利通文書』五、一九五頁。

(30) 内務省構想は大久保を中心に構築されたとされるが、その起草過程には伊藤や江藤そして宮島らが介在していた可能性が高い。すでに大久保利謙氏らの研究によって明らかにされているように、大久保の意図は主として大蔵省から内務行政を分離する一種の大蔵省分割論であった可能性が高いが、その具体的過程は必ずしも明かではない。『伊藤博文伝』（上巻、七八四頁）に、「公は大久保と共に、内治改善を図るべき専管機関として内務省の新設を建白したるに、廟議の容るる所となり、公はその組織、官制、職務章程等を調査すべき委員を命ぜられ、尋いで原案を起草し、これを政府に提出せし」とあるように、伊藤はこの構想の具体化に関与したものとみられる。また、江藤も政変以前から「内部省」構想を提起しており、大久保の諮問を受けてかかる作業に関与したのではなかろうか。大久保氏の研究から、明治六年十月十二日前後（「宮島誠一郎日記」）に内務省設置会議が開催され、同年十一月二日、同案件は参議会議に上程されたことがわかる。

(31) 大久保の天皇輔導体制をめぐる積極的姿勢については、拙著『天皇親政』（平成七年、中央公論社）九一頁―九二頁参照。

(32) 藤田前掲論文、一一三頁。藤田氏は意見書に示された

立憲君主構想について、米欧回覧後「大久保の国家意識が、天皇そのものから憲法に規定された一種の機構としての天皇へと昇化している」と明快に指摘されているか、これはまさに正統性原理としての天皇親政の限界を反映したものとみるべきであろう。

(33) 大久保としては、天皇親政が正統性原理として機能しない以上、公議政治という理念の旗を高く掲げざるをえなかったものと思われる。

(34)〜(36) 『大久保利通文書』五、一八二頁。

(37) 『伊藤博文伝』上巻、七九五頁―七九九頁。

(38)〜(40) 『大久保利通文書』五、一八二頁以下。

(41) 『木戸孝允日記』二、四四九頁。

(42) 『大久保利通文書』五、一八六頁―一八七頁。

(43) 『木戸孝允文書』八、一一八頁―一二九頁。

(44) 藤田前掲論文、一二一頁。

(45) 『伊藤博文関係文書』四、二一七頁。

(46) 『木戸孝允日記』二、四五二頁。ただし、ここで注意すべきは、こうした認識が同日付伊藤宛木戸書簡では、「帰朝之上実際上を推考仕見候へは、今日之品位に而は幾度体裁而已美麗に変換相成候とも人智と懸隔有之候ときは其益も有之間敷」（註（45）に同じ）との前提の上に展開されていることであろう。

(47) 『大久保利通文書』五、二一〇頁―二一一頁。

三、大久保政権の成立と伊藤博文

すでに述べたように、大久保政権樹立の過程を明らかにするためには、内外の諸情勢とともに政変直後の内治優先派内部における動向をより詳細にみてゆく必要があろう。そこで木戸との関係において注目されるのが伊藤の動向である。[1] 前章において、筆者は大久保の政治手法との関連において、大久保の意見書を「柔軟なリアリズム」の表明と捉えた。大久保がこうした政治姿勢の下に木戸の政変に対する認識や立憲制への志向を十分に踏まえてかの意見書を練り上げるためには、木戸と旧知の伊藤との意見交換が必要不可欠であった。

明治六年九月下旬、伊藤が岩倉に表明した「今日の事其憂必しも政体制度にあらすして必竟其人を御用ひ被成候と否とに可有之」[2] との見解がまぎれもなく木戸の意見を投影したものであったことはすでにみた通りである。同年十月十日付大久保宛伊藤書簡に「昨日教命之件々逐一木戸へ申聞候」[3] とあるように、伊藤はつねに長州の頭目である木戸の意向に敏感であった。したがって、大久保は伊藤を通じてつねに木戸の政体構想や政治的思惑を察知しようとつと

めたのである。また、征韓論破裂目前の十月十五日付大隈、伊藤宛岩倉書簡に「御同伴御出被下度」[4]とみえるように、岩倉は伊藤、大隈の協力を得て木戸、大久保両派の結束を促すべく周旋を進めた。これは、かねて伊藤が岩倉との意見調整により木戸、大久保間の距離を埋めようと企図していたことと併せ考えるべき視点といえよう。[5]

もっとも、それまで木戸と伊藤とが終始、良好な関係を維持していたわけではない。とりわけ岩倉使節団一行が米国に到着し、条約改正交渉に入ろうとした際、交渉打開の見通しをめぐり両者の間には疎隔が生じていた。全権委任状の発給をめぐって交渉が暗礁に乗り上げると、木戸は伊藤や森らを「兎角軽率に失する多し」[6]とし、「実に条約上に付抑森伊藤等の議論を取用し至今日屢其損害を見る才子の一時求名之説を看破せざるときは国家の事も亦危し」[7]と手厳しい批判を加えた。その結果、一時伊藤は大久保に接近し、帰国後征韓論を前にしてようやく木戸、伊藤間のわだかまりは解消へと向かった。

政変の直前には、伊藤が大久保、木戸の間をとりもつ仲介者的役割を担うに至った。三者は一様に藩閥間の結束の必要性を認めていたが、木戸はなお現状に大きな不満を抱いていた。明治六年十月十七日付伊藤宛木戸書簡には、「近日政府上之挙動を見るに一々億兆を虐し候趣向実に不堪憤慨候。槇村一条も不忍傍観、其とて如御存有様如何とも難仕、どふ歟御工夫は無之哉、不得止不顧病臥一書相呈申候」[8]とみえ、木戸は征韓論をめぐる廟堂の紛議や槇村事件に対する司法省の対応に強いいらだちを隠せなかった。政変直後の二十五日には、伊藤に宛てて「小人どもの姦計可悪。尤此際今一御尽力無之而は懸念至極に御座候間、最早御存分に岩公へ御助力万禱仕候。大久被仰合候上は毫厘も遺憾無御座候。過刻も一書懸念之余相呈し、今夜中に而も実に御苦労千万に候得共岩公へ御出浮明日之御料理御尽力可被下」[9]と書き送り、事態を深刻に受けるとともに、病身の自らに代って伊藤に尽力を強く要請した。実際、同月二十日付で岩倉に宛てた書簡にみてとれるように、このとき木戸は伊藤を最も信頼しその人物を強く推挙するとともに、伊藤を政府との重要な架け橋とみなしてさかんに情報の提供を求めた。[10]

この頃、木戸が井上につづき槇村らの政治的救済に躍起となっていたことはまちがいない。同年十月二十日付大隈宛木戸書簡には、槇村事件をめぐり「先達而京都府と京都裁判処との云々ニ付愚意申上、其後江藤参議へも三両度愚論陳述仕候処、一向貫徹も不致、然る中終ニ槇村参事も臨

時裁判所へ拘留と頃日相成候よし、孝允も今日尚汚朝官居候ニ付而ハ、朝廷之御不体裁を不忍傍観。且槇村ハ同国之もの也。友人也。以理抑制せらるるを見て不忍黙止[11]」と苦しい胸のうちが明かされている。しかし、木戸が政治情勢を見渡す広い視野と冷静な目をまったくを失っていたというわけではない。十月二十九日付伊藤宛木戸書簡には、「士之方にも随分騒き立候徒不少、彼等之云く、いつも薩に被先候故此度は後れぬよふ可致云々。然し何と云訳やら何を名とするやら其辺は更に当人等も不存事と相見へ、抱腹且浩歎之事に御座候。板垣は頻りに暴動連を集めて鎮撫説諭いたし候よし[12]」とみえ、不平士族の台頭への懸念が表明されている。こうした見解は、「尚々大蔵省も府県を管轄せし已上は、道理之立候処は今少しは保護も無之而は不相済歟と奉存候[13]」とした伊藤宛木戸書簡と同様、木戸が政変の前後も政府内外の諸課題に目配りしていたことの現れと言えよう。

木戸日記、十一月十二日条に「今日西郷の挙動よりして法乱れ其害不少、前約皆水泡に属せり[14]」と記されているように、木戸は薩摩を中心とする近衛兵の動向には殊の外厳しい態度を示した。こうした見方は大久保とも共通するものであり、「先達而兵士云々に付勅諭迄被為在、然し而終に承伏不仕強而随意に帰県候[15]」事態は一様に天皇親政を掲げる政府首脳を苦悩させた。しかし、かかる共通認識がありながら、木戸、大久保間にはしだいに溝が生まれ、木戸の腹心である伊藤も再び大久保への傾斜を強めていった。

大久保がいかに「立憲政体に関する意見書」で包括的な政体構想を掲げ、木戸の譲歩を引き出そうとしても、木戸の猜疑心を拭い去ることは難しかった。事態はもはや大久保主導の政権への移行を必然化していった。伊藤が再び木戸から離反し、大久保へとシフトしていくと、かかる事態は動かし難いものとなっていった。それを決定的にしたのは、陸軍省における山県問題の処理をめぐる両者の対応の相違であったにちがいない。

先述の通り、大久保は着実に参議省卿兼任制への移行をはかり、山県陸軍卿の参議兼任についても密かに根回しを進めていた。ところが、同年十一月三日付の岩倉宛大久保書簡にみえるように、伊藤を通じて得た情報では「兵隊内情有之頓ニ被仰付候而ハ不可然ト之趣ニ御座候[16]」と木戸が難色を示していた。また、前日山県は木戸を訪ね、陸軍省内部における自己の置かれた厳しい立場を訴えたものの、これに対して木戸はきわめて冷淡な態度をとっていた。十一月三日付伊藤宛木戸書簡には「昨日彼（山県―筆者）来

而困却苦情之趣縷々陳述候得共、其深意一向不能了解、且陸軍中之近情承知不致に付別に不及返辞」[17]と記されている。もちろん木戸が洋行中における山県の西郷接近を快しとしていなかったためもあろう。十一月七日付伊藤宛木戸書簡にも、「折角得貴意可申と相考遷延いたし申候彼山県論は如何相成候哉。過日委細申進候積りに御座候処意味御分りに相成候哉。今日まで之行がかりを承知いたし候而は強而相進め候訳にも至り兼候様相考へ申候」[18]と依然傍観者的態度を崩そうとはしなかった。

一方、大久保は「山県之義なと六か舗由伊藤ヨリ夜前奉申上候咄承候。猶明日篤ト示談可致申置候」[19]と岩倉に伝え、周旋へと動いた。岩倉も山県問題を重視し、早くに木戸の意向等につき大隈より情報を収集し、同日、大久保に対して「多分御安心ニ可相成と存候」[20]と書き送っている。伊藤も大久保に期待を寄せ、陸軍省内の紛議を問題とせず山県の留任と参議兼任を推進する大久保の方針を支持していた模様である。同月十二日、伊藤は大久保に宛てて「今夕木戸へ罷越兵部省一条充分示談仕置候。明日は双方呼寄篤と熟談仕候筈に御座候。兎角即今之形勢万事猶預は非長策と申事モ懇々申入置候」[21]と木戸に長州の頭目として事態の打開に動くよう働きかけたことを伝えた。これに対し、大久保は同日、「兵部省一条木戸君へ御談明日ハ双方御呼寄ニ而御熟談被成ニ御取究之由承知仕候。西郷も今晩面会仕候処、昨日今日両度山県氏へ参候得共外客等にて談話委しきに至らすして引取、明日ハ西郷宅迄参ルトノ事にて別れ候由、依而明日木戸君之方御運有之候得ハ大に都合可然ト存候。西郷にも木戸君より御説諭云々之事至極可宜ト申居候」[22]と伊藤にしたためた。陸軍卿山県、陸軍少輔鳥尾小弥太に説諭して近衛兵再編を進めるには是非とも木戸の尽力が必要であるとする点で大久保と伊藤の意見は一致をみていた。なお大久保は陸軍大輔西郷従道とも接触し、木戸の周旋による山県問題の解決に道筋をつけた。

このように、大久保の「柔軟なリアリズム」は政体構想にとどまらず、現実政治の運営の上にも如何なく発揮された。大久保は木戸を中心に長州派勢力の結束を促し、もって政権基盤の強化をはかろうと企図した。山県問題をめぐっては、大久保と伊藤が木戸を軸に事態の収拾をはかる方向でいわば協同歩調をとった点が注目される。実際のところ、山県問題に対する木戸と大久保の対応ぶりには雲泥の差があった。政変後、大きな政局の展開を見据えて行動しようとする伊藤にとって、岩倉を軸に木戸ら広範な勢力の結集により政権基盤の強化をめざす大久保の政治手法は政

府の首班にふさわしい存在と映じたにちがいない。これに引きかえ、十月末以来、木戸は山県に対し「事万一も先年長州之変の如き形勢を醸成し候はば、諸県も必変動を生じ可申」[23]ことを強く警告する一方、日記中でも「兵隊廟議を論」[24]ずる事態を慨嘆するばかりであった。すでに井上が「畢竟老台岩翁御説諭之功始て顕れ」[25]と伊藤の政変における手腕を高く評価したように、長州勢力内部においてもしだいに伊藤の指導力に期待が集まり、大久保政権成立の諸条件が一段と整いつつあったとみられる。

(1) 前掲『伊藤博文の情報戦略』、七七頁以下参照。

(2) 明治六年九月二十七日付岩倉宛伊藤書簡（『岩倉具視関係文書』五、三二八頁）には「今日之光景決テ多頭は不宜冗員を相省き候はまた一急務」とした木戸の意向が反映しているものと考えられる（明治六年九月十五日付伊藤宛木戸書簡『木戸孝允文書』五、三八頁）。

(3) 『大久保利通文書』一、一一一頁。

(4) 『大隈重信関係文書』二、一九〇頁―一九一頁。

(5) 同年九月二十五日、木戸と伊藤は綿密に書簡を取り交わして岩倉の了解をとりつけながら、大久保を中心に内治優先派の結束強化を促した（『伊藤博文関係文書』五、四三頁―四五頁）。なお同日付木戸宛伊藤書簡から佐々木氏もほぼ同様の見解を導き出している（前掲書、七八頁）。前掲の同月二十七日付岩倉宛伊藤書簡にも、大久保の擁立に向けて伊藤がまず木戸と岩倉相互の調整を進めている様子を読みとることができる。

(6) 『木戸孝允日記』二、一七九頁―一八一頁。

(7) 同右書、一九三頁―一九四頁。伊藤は、大隈、井上ら留守政府首脳が木戸、大久保の早期帰朝を求めているとの風聞に接し、木戸が強い拒絶反応を示したことも木戸との関係冷却化の一因と推察していた（『伊藤博文伝』上巻、七〇九頁―七一〇頁）。

(8) 『木戸孝允文書』五、五三頁。

(9) 『伊藤博文関係文書』四、二一一頁。

(10) 明治六年十月二十日付岩倉宛木戸書簡、および同年十月二十二日付伊藤宛木戸書簡（『木戸孝允文書』五、五九頁―六〇頁）。

(11) 『大隈重信関係文書』二、一九五頁―一九六頁。

(12) 『木戸孝允文書』五、七一頁。

(13) 明治六年十月十七日付伊藤宛木戸書簡（『伊藤博文関係文書』四、二一〇頁）。この頃、政権のあり方をめぐっても様々な議論が展開されていた。福地惇氏は、伊藤が「少頭」強力正院案を提示して首脳間の議論をとりまとめようとしたが、うまく運ばなかった経緯を検討されている（『明治新政権の権力構造』平成八年、吉川弘文館、九五頁以下）。

(14) 『木戸孝允日記』二、四四八頁。
(15) 明治六年十一月四日付伊藤宛木戸書簡（『伊藤博文関係文書』四、二一三頁）。
(16) 『大久保利通文書』五、一三二頁―一三四頁。
(17) 『木戸孝允文書』五、七七頁。
(18) 同右書、八〇頁。
(19) 明治六年十一月六日付岩倉宛大久保書簡（『大久保利通文書』五、一四〇頁）。
(20)～(22) 同右書、一四一頁―一五六頁。
(23) 『山県有朋伝』中巻、三一六頁―三一七頁。
(24) 『木戸孝允日記』二、四四二頁。
(25) 明治六年十一月一日付伊藤宛井上書簡（『伊藤博文関係文書』一、一三一頁）。

四、政権の維持と家禄税問題

大久保の政治姿勢にみられる「柔軟なリアリズム」にも当然限界があった。大久保は長期的視野に立った政体構想などではきわめて柔軟で寛容な姿勢をみせたが、現実の政策選択の面では断固として初志をまげず貫徹する姿勢を示した。こうした大久保の対応はもちろん政権に一定の亀裂を生ずる危険性を孕んでいた。とりわけ明治六年末に政治争点化した家禄税問題[1]は、伊藤が木戸の意見に賛同して大久保と対立したため、一時的にせよ政権基盤の脆弱化につながるおそれがあった。しかし、伊藤や岩倉が調整に乗り出したことで、限定的にせよ関係者の間の意思疎通がはかられ、同問題をめぐって大久保、木戸間に生じた対立は直ちに政権の分裂には発展しなかった。家禄税問題の発生は、大久保が新設の決まった内務省の設立準備に乗り出した矢先であり、まさに大久保政権への移行期に持ち上がった政治案件であるだけに[2]、問題の処理をめぐる政治過程をより詳細に検討することは同政権の性格や大久保の政治手法を理解する上で不可欠の作業と言えよう。政体構想に対してあれだけ柔軟な姿勢をみせた大久保がこと家禄、官禄については課税を主張してやまず木戸と真っ向から対立したこと[3]、そしていったんは大久保に接近したかにみえた伊藤がやはり同問題をめぐって終始木戸支持の姿勢を崩さなかったことが注目される。

欧米巡歴より帰国後、山県、井上、槇村ら長州閥の救済に忙殺されていた木戸は明治六年末[4]、心身ともに疲弊していたが、依然持ち前の鋭い政治的観察眼を失っていなかった。木戸は同年十一月二十三日付青木周蔵宛書簡において、「本邦之近況も別に妙なる事も奇なる事も無之一時開化と

歟文明と歟騒立候も些飽気と被察」[5]と留守政府を揶揄するとともに、「今日弾丸も装薬も器械も戦艦も皆買ひ出しにて出軍するだの何んだのと内輪之混雑而已を醸成し自然もかかる事に至り候而は国は益貧し人民は益苦み候は必然」[6]と征韓論を厳しく批判した。その上で、帰朝後その打開策として取り組んできた「政規典則」の制定が暗礁に乗り上げている事態を、「是等之混雑に而却而政事上之事は不相運浩歎無限次第御相察可被下候。逐々御相談いたし候根基之一条も論出頓に成就と申事も不容易候得共何分挙而不分り之もの而已多し」[7]と憂えた。

一方、大久保も政権の陣容こそ整いつつあったものの、依然政権基盤の確立にはなお時間を要し、また木戸の影響力を無視するわけにはいかなかった。大久保には当面、政変後の政治秩序を回復し、征韓論争の勝利を確実なものとするため富国強兵策の実施が強く求められた。そのためには何よりも財源の確保が急務であり、かねてより政府部内で検討されていた家禄税問題が急浮上した。

すでに留守政府においても、緊縮財政主義に立つ井上大蔵大輔の指導下に禄制改革案が模索されていた。井上は思いきった財政再建策として秩禄処分をめさし、歳出の三分の一に及ぼうとする家禄の大胆な削減案をまとめた[8]。秩禄処分は明治三年の段階から試みられていたが、井上を中心とする留守政府期の大蔵省は地域により格差を生じる禄券法の見直しを進め、士族・卒の整理などを通じてより画一的な秩禄処分案を提示した[9]。その骨子は新たに禄券を交付し、六箇年を期してこれを政府が買い上げようとするもので、その財源には外債をあてることが企図された[10]。明治五年六月九日付吉田清成宛井上、渋沢、上野書簡には、「当年歳出凡二千万円計リ不足ヲ生ジ候見込、殊ノ外苦心ノミ。世間ヨリモ忌憚ヲ蒙リ、実ニ困却ノ次第ニ御座候。尤士族卒禄ハ先着手不任、華族ハ兼テ決議ノ通リ、早々禄制ニ決定仕度心組ニ御座候。且中々此禄制位ニテ不足償不申」[11]と財政当局者の苦悩かはっきりと読み取れる。井上はあくまで財政再建を優先し、一方で秩禄の大幅な削減をはかりながら他方外債募集に期待をつないだ。しかし、実際に現地で交渉にあたった吉田が大久保宛ての書簡に「単に政府之クレジット（信義）ヲ以、占債の四倍にあたれるものを七朱の利足にて成就いたし候儀は、ちと六ケ敷被存候」[12]としたためたように、外債調達までにはかなりの紆余曲折があった。

外債募集は吉田の粘り強い交渉により成果をおさめたが、結局井上らの秩禄処分案は強硬な反対にあってついに日の

目を見なかった。木戸はかねてより「速に旧士族之安堵仕候様御所致有之度」[13]との考えを示し、財政再建策に固執して士族層の先行きを顧慮しない留守政府の秩禄処分案を厳しく批判していた。また、外地で交渉にあたる吉田が先の書簡において「疾く御聞及にも候哉、和清屯着後岩公並森等之異論有之、稍配神いたし候。併、岩公には前後緩急之御了得も有之候事にて候得共、悪事千里を馳する之俗諺にて、速新報上にも岩公並米国滞在ミニストル森氏等、公債云々には余程異論なりと云説相見得候。是のみならす、右様不体裁之新報共縷々出板相成候由とか、如何成処より発したる哉、更に難了解候。願くは日本役人之口より発したる事共には無之様にと万希千望此事に御座候」[14]と大久保に懸念を表明したように、政府内には井上らの禄制改革に対して強い不満の声が挙がっていたのである。

かくして留守政府の秩禄処分案は頓挫し、問題は先送りされた。政変後新たに政権を担った大久保らは、政権分裂に伴う政情不安を踏まえて、禄制の抜本的改革を棚上げし家禄税案を提起して事態の乗り切りをはかった。大久保日記によれば、同年十一月二十六日、家禄税案は参議らの評議に付され[15]、同月二十九日には御前評議にかけられた[16]。こうした大久保の動きを受けて、伊藤は直ちに木戸に対し以下の如き書簡を宛てた[17]。

陳昨今禄制の論出来先づ家禄税を課し置、追て公議を尽し増減の議に及と申事にて、禄税は今日御評決に相成申候。寺島私は異議も申立候へ共、人情等推量の論彼是にて相決申候。閣下の御議論も御座候様兼て相伺居候処、如何様御処分と申義委敷不奉承知候故甚不安心に奉存候。政体論も寺島と両人引受取調中に御座候。先づ下は地方官を会する位の事に仕置、上は麝香間を皇張し、人数は余り増加せぬ様注意仕度、禄制の議も明年此議に懸け、夫迄は差置申度奉存候処、中々議論一轍に帰せず、先づ禄税は是非発令すると申事に決定。

大久保政権の一翼を担う立場にあった伊藤であったが、寺島共々政体取調の任を帯びていたこともあり、禄制改革をめぐる衆議を避け禄税賦課により財政の補塡を計ろうとする大久保の方策に伊藤は十分納得しなかった。そして何よりも大久保の禄税案が年来の木戸の所論と齟齬することから[18]、政権の行く先に不安を覚えた伊藤は事案の再議を念頭に木戸との意見調整に乗り出した。果して木戸は翌三十日、直ちに伊藤に対して返書を送り、政府の方針に異論を唱えた[19]。

昨日之御書中に禄税論御評決云々自然も岩相より御尋と申訳に御座候はは、於弟は万不伏朝鮮論も同様と御申上可被下候。其訳は従来政治上之事も兎角一定之目的無之、専ら文明

を凝似し却而人民上之権理を妨け、或は暴に数百年之慣習も一朝に破壊し国と人との幸福を失し候事も不少、是皆一時之奇功を欲奏するのこころ過たるものと弟等も深く慙愧仕候。抑課税するや国用之不足より生す。然るに当夏大蔵卿大隈も已に天下に公布し、歳出歳入に比すれは猶余あるを示す。然るに未半年を不出頓に禄税を公布せんと欲す。天下これを何と歟言はん。士族之禄を有する無理無道之有にあらす。雖然、天下今日之形勢に投し良法善策を設け逐年終に其禄を減し公私之益を企つるは実に不得止之次第と存候得共、今日禄税を課し明日減禄之制を立人心屢動人心屢惑、弟思ふ国家善良之策にあらさると…（中略）…貧弱之人民に諸税を課する尤厳密なるは於情も弟等は　所不忍也。願くは政府之基礎稍定必人之大算一定あらんことを是只万祈之至なり。

すでに先年の建議を踏まえ、木戸の反対を心配した岩倉が調整に動いていた。木戸は岩倉に対し禄税論には「万不伏」との姿勢を示すとともに、依然自説の理解者である伊藤には大久保の政策が「兎角一定之目的無之」点を喝破した。木戸は大久保の禄税論が「国用之不足」を起点としていることにふれ、数カ月前に井上の緊縮財政論に対抗して大隈が提示した財政の現況との矛盾を鋭く指摘した。[20]その上で木戸は、禄制改革を回避するための禄税論に批判を加えるとともに、課税の正当な財政的論拠の明示を政府に迫った。[21]

木戸の意向を知った伊藤は同日再び木戸に書を宛てた。そこで伊藤は「禄税論御意見至極御尤千万に奉存候。未だ発令には到り不申、尚亦一議引起し見可申心得に御座候。岩相も今年税を課、明年再評と申義は万々始より不承知と申事」[22]とし、改めて木戸への賛意を表明すると同時に、岩倉の課税反対論にも言及しながら、発令前の再議において政府案の見直しを迫る意向を伝えた。[23]

しかし、禄税案をめぐって伊藤が木戸寄りの調整を進めようとしたのに対し、岩倉はあくまで大久保案[24]を前提とした周旋を推し進めた。岩倉は、同年十二月一日付の大久保宛書簡において早期決着を示唆するとともに、「禄税之事ニ付木戸余程議論有之旨伊藤心痛内話承リ候ニ付同氏貴公へ直談可然申置候事ニ候」[25]としたのに対して、同日付の伊藤宛書簡では木戸の議論に賛同しつつ、大久保、勝らが課税論の断行を主張したため「貴卿（伊藤―筆者）始め御同列意見行違等出来」[26]といった局面を迎えたとして、伊藤に大久保との調整を求め自らは「衆議多分に任せ候事」[27]と一見静観する構えをみせた。[28]一連の流れからは、岩倉が木戸らの意向を汲んだ上で、最終的には大久保案で調整しようとする意図が読みとれる。岩倉は伊藤を通じて巧みに大久

保、木戸間の距離を埋める努力を続けた[29]。

同年十二月七日、岩倉は大久保に書を宛て、政府が当面取り組むべき諸課題を列挙した上で、「殊に禄税之義第一差急き候訳と存候。凡の日途附候処に而明後夕に而も小生邸集会如何に哉。明夕後早天之中貴卿面談万事申承リ度存候[30]」としたためている。岩倉が禄税問題を殊の外重視し、大久保との綿密な連携の下に事態の収拾に強い意欲をもって臨んでいたことがわかる。三条も岩倉に対して「過日御内談御座候禄制禄税之義一通り御答申上候得共実に不容易事件に付猶熟按仕度候[31]」と書き送り、事態を注視する姿勢を示し、なお木戸の動向に着目した。木戸はこの年十二月十五日付の岩倉宛書簡において、「於米国も御下問之節巨細申上（中略）於英国も一夜是等之御高案相窺尚愚按をも同様申上其末政府へ向け一書差越候[32]」経緯にふれ、減禄の制の採否や財政指標の公開について岩倉に忌憚のない意見を述べた。このように、木戸も引き続き岩倉に存念を伝えたところをみると、一連の岩倉による調整が限定的にせよ政権維持に寄与した側面も無視しえないであろう。

しかし、明治六年十二月付「禄税御評議之節岩公覚書[33]」からも明らかなように、同問題をめぐって政府内の意見は分裂の様相を呈していた。大隈や勝らが大久保案を踏まえて禄制、禄税をともに容認していたのに対して、伊藤や寺島らは木戸の意見を尊重して会計の基本的精査を前提とした課税と家禄の資産化に伴う再課税の不当性を主張した。大木は木戸の意見に配慮しつつも禄制改革を棚上げして禄税案を採択するといった大久保寄りの意見を表明していた。岩倉は紛糾する参議らの評議と木戸の意向とをにらみながら、薄氷をふむ思いで事態の収拾にあたっていた。岩倉が同月二十日に大久保に宛てた書簡に「大隈見込同時発し之事[34]」とみえ、同時に同日付で大隈に「かねて御噂歳出入惣会計取調書出来次第御差出し被下度[35]」と書き送ったことからもうかがえるように、岩倉は財政指標を明示することによって木戸や木戸支持勢力を沈静化させ、同月二十四日の内閣評議、二十五日の発表に向けて調整を続けた。「禄税布告の事[36]」にみえるように、岩倉は有禄者の保護、国家への貢献を謳うことでかろうじて大久保と木戸を架橋した。もちろん岩倉の言説は牽強付会なものと言わざるをえなかったが、岩倉の調整により大久保の政治指導の限界は補完され、禄税案を契機とする大久保政権の分裂は当面回避された。

（1）新政府の財政基盤を確立するためにも秩禄処分は避けて通れない問題であった。華族四三〇家、士族四二万家、

卒一七万家の家禄に賞典禄を加えれば、その総高はおよそ五〇〇万石にものぼり、政府の財政を著しく逼迫させていた（同問題の全体像は落合弘樹『秩禄処分』平成十一年、中央公論新社参照）。明治三年の藩制布告により、藩債への依存解消や家禄支出の圧縮をめざして藩財政の統制が企図された。藩制下においては、禄制改革によらず帰農法や禄券法により士族卒解体が進められるが、その論理と実態については千田稔『維新政権の秩禄処分』（昭和五十四年、開明書院）に詳しい。廃藩置県以降は近代化諸政策の推進や軍隊の近代化といった要請から財政再建が喫緊の課題となり、留守政府期の大蔵省は禄制の抜本的改革を志向した。落合弘樹氏が指摘するように、井上らの努力により秩禄処分の前提となる禄制の全国画一化は進捗をみたものの（「留守政府期の秩禄処分と井上馨」伊藤隆編『日本近代史の再構築』平成五年、山川出版社）、井上らの禄制改革案が頓挫することにより、さらに同問題は大久保政権に懸案事項として積み残されることになった。岩倉は当初より家禄の家産化を前提に課税を主張しており（「国体昭明政体確立意見書」（『岩倉具視関係文書』一、三四九頁以下）、当面の財政再建策として大久保も家禄税の導入に傾斜していった。

（2）大久保は明治六年十月の「征韓論に関する意見書」（『大久保利通文書』五、五三頁以下）において財政の逼迫、輸出入不均衡に伴う正貨流出等の諸課題を提示した際、内治優先による政権基盤の強化を第一義として、征韓論に反駁を加えた。政変後、大久保が優先的課題としたのは内務省設置によって内治優先の中核をなす富国強兵政策の拠点を確立することであったが、それでも財政問題の処理に追われる大蔵省との間の軋轢を回避することは難しかった。同年十一月三日付岩倉宛書簡において「是非内務ハ此節御引分ケ之方可然ト愚考仕候。大隈卿之事もよほと内情云々有之」（『大久保利通文書』五、一三二頁）と大久保が記しているように、従来からの大蔵省と地方官との疎隔や大蔵、内務両省間の新たな職掌分担はきわめて微妙な問題を孕んでいたと言えよう。この間の事情をめぐっては、坂野潤治『近代日本の外交と政治』昭和六十年、研文出版および大久保利謙『明治国家の形成』昭和六十一年、吉川弘文館等参照。

（3）大久保はすでに征韓論反対意見書の中で、「現今我国の外債已に五百万有余にして其償却の方法に至て未た確然たる定算なく」との認識に加え、殖産興業への長期的投資の必要性を指摘しており、家禄はもはや封建の遺物であり四民平等の原則に反しているが、華士族層の生計維持の観点から課税不可避との見解を固めていた（『大久保利通伝』下巻、一八〇頁等参照）。

（4）「京都府に於ける紛争に対する条陳書」（『木戸孝允文

書』八、一三六頁以下）には槇村の拘留について「朝廷に於て既に其人を撰ひ其官に任するはもと其人物を信し之れに官員たるの面目を付与せしに非すや然るを其身体の自由を奪ひ之を拘留するは啻に官員を辱しむのみならず一国政府の体裁を汚すと云う可し」と論難するなど、政体論か進捗せず病苦を負いながら長州閥の救済に奔走していた。これが木戸の大久保政権からの離脱を抑止する要因となっていた可能性もあろう。

(5)〜(7) 『木戸孝允文書』五、一一〇頁―一一二頁。

(8) 『世外井上公伝』第二巻、一〇頁―一九頁。

(9)(10) 井上案の内容及びその意義については、落合前掲論文や千田稔「明治六年七分利付外債の募集過程」（『社会経済史学』第四九巻五号）等に譲るとして、きわめて急進的な同案が大隈ら留守政府首脳の間で一定の賛同を得ていた点に注目すべきであろう。落合論文では、高橋秀直「廃藩政府論」（『日本史研究』三五六号）の見解をもとに井上らの見通しの甘さが指摘されているが、明治五年における井上の正院への伺の取り扱いをみるかぎり、留守政府が陥っていた三条ら首脳部の指導力の欠如を如実に反映したもので、同期に特有の政策理念と政策体系の不在に起因しているものと考えられる。それは政府の財政状態が政府当局者によっても正確に把握されていなかったことの帰結と言えよう。

(11) 『世外井上公伝』第二巻、一五頁以下。明治五年六月十日付大久保・伊藤宛井上書簡には、「公債之正否ヲ以、禄券発行売却之決議ニ候得共、未ダ公債之模様モ不相分故、華族之禄丈至急過日入御覧候通リ之禄制相立候様正院ヘモ内々申出候。多分同意之様子ニ御座候」とかなり安易な姿勢がうかがわれるほか、伊藤も同月九日付井上・渋沢・上野宛書簡において吉田の交渉が「二千万金七分利子」で英国で妥結する見通しが述べられている（国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』）。

(12) 『吉田清成関係文書』三、書翰篇3、三一三頁―三一五頁。

(13) 『木戸孝允文書』四、三一六頁。木戸は士族がそれまでの常職を免ぜられのは止むを得ないとの考え方を示しながらも、秩禄処分と士族授産との両立をつねに模索していた。

(14) 前掲『吉田清成関係文書』三、所載の前出書簡（明治五年七月二十一日付大久保宛吉田書簡）からは、如何に吉田が外債募集に対する政府内部の反対意見の流布に神経を尖らせていたかがわかる。吉田と森との間では、家禄を個人資産と認めるか否かをめぐり激しい論争が展開されていた。それでもなお、同年八月、井上と大隈は連名で大久保・伊藤・吉田に対して書を宛て、外債募集の難航を承知の上で「減却之仕法」と「禄券之方法」を並立する方針を

打ち出した。そのため、現地で交渉にあたる吉田は止むなく翌年二月、井上に対して「禄制ノ義ニ付テ御帰朝マデ見合候様」求め、秩禄処分の発表に慎重な姿勢で臨むよう政府に要望した（『世外井上公伝』第二巻、一七頁）。財政再建に向けて諸侯の家禄を削減し、その減却分を抵当として外債を募り、その資金で内国負債の消却、家禄の支給及び産業の振興をはかろうとする留守政府の方針にはかなりの無理があったと言える。

(15) 『大久保利通日記』二、二一六頁。同日条には「九時岩公亭へ参上今日参議・同会議官禄士族禄制ノ事及ヒ海外生徒引取ノコト御評議華士族禄制之コトハ先ツ禄税ヲ賦シ候筋ニ決ス官禄税モ同断」とみえる。

(16) 同右書、二一七頁。この日、大久保は内務卿を拝命するが、同日条からは内地旅行、ロシア使節問題とともに「官禄税華士族禄税之事」が御前評議にかけられたことがわかる。

(17) 明治六年十一月二十九日付木戸宛伊藤書簡（『伊藤博文伝』上巻、八〇一頁―八〇三頁）。

(18) 『木戸孝允文書』八（一〇七頁以下）には、明治五年及び明治五年八月付で木戸が海外から内閣員に宛てた「士族支消法に関する意見書」と題する二通の建議書がみえる。そこでは、士禄消滅のために吉田清成大蔵少輔が急派された経緯を踏まえて、留守政府の提起した「六ケ年之御仕法」に対する懸念が表明されている。

(19) 明治六年十一月三十日付伊藤宛木戸書簡（『木戸孝允文書』五、一一三頁）。

(20) 明治六年予算紛議をめぐっては拙著『明治国家と官僚制』において論究したように、大隈は井上の緊縮財政論の算定根拠に疑義を呈し、大幅な歳入欠陥が生ずる可能性を否定した。

(21) 大隈が事実上大久保政権の財政責任者であることを考えれば、この年夏に大隈が「歳入の歳出を償ふ能はざるの実なき」（『大隈侯八十五年史』第一巻、四八二頁）を天下に公布しながら俄に課税論を提起することの矛盾を突き、政府財政の精査を求めたものと言える。

(22) 明治六年十一月三十日付木戸宛伊藤書簡（『伊藤博文伝』上巻、八〇六頁―八〇七頁）。

(23) 岩倉が従前より留守政府の禄制改革案に反対していたこと、さらに大久保ら現政権首脳の安易な禄税論にも与しないことを踏まえ、伊藤は政府主流派の中から批判を抽出して持論を補強しようとした可能性が指摘できるであろう。

(24) 明治六年十一月二十八日付「岩倉公に呈せし覚書」（『大久保利通文書』五、一七九頁）。

(25) 『岩倉具視関係文書』五、三九三頁。

(26)(27) 『伊藤博文関係文書』三、六九頁―七〇頁。

(28) 『大久保利通日記』二（二一八頁）に、「今朝伊藤子入

来禄税ノコト云々示談有之（中略）七時ヨリ岩公へ参上種々御示談有之」とみえるように、岩倉は政権の安定化をめざして木戸説への配慮を示すことで伊藤を引きつけ、大久保との折衝に持ち込もうと試みた。もっとも、落合氏が明確に指摘しているように、木戸は一貫して、家禄は家産ではないとの立場から課税に伴う家禄の家産化公認に反対していた（落合前掲書、一二四頁）が、岩倉がそこまで歩み寄ることはなかった。

(29) 明治六年十二月一日付伊藤宛岩倉書簡には、追伸として「本文禄税の事呉々当時之一大事件と存候条、厚く御賢考有之度候」（『伊藤博文関係文書』三、七〇頁）とあることからも、岩倉が同案件の取り扱いに深い配慮を加えたことがわかる。

(30)〜(32) 『岩倉具視関係文書』五、三九四頁―三九八頁。

(33) 『岩倉具視関係文書』二、一六三頁―一六六頁。同覚書の中で、評議における伊藤の主張に対して、岩倉が「右ニ付右様之事今日被申候而も無益、既ニ今度之評議ニ而禄税ニ而定リアル所木戸見込ノ上ヨリ今日税ト減省トノ二ツヲ問所ナリ。左様ナラハ何レニ而も得失なし、御決定次第ニ而よし」と記していることは、岩倉の意図が奈辺にあるかを如実に示していよう。

(34) 『岩倉具視関係文書』五、四〇〇頁―四〇二頁。

(35) 『大隈重信関係文書』二、二一六頁―二一七頁。

(36) 『岩倉公実記』下、九三頁―九四頁。

五、結び

すでに述べたように、明治六年十月二十五日、政権の分裂という非常事態を受けて直ちに大久保、伊藤、大隈による三者会談が開かれ、「十分廟堂上之目的確定其実跡を挙ケ政府之基礎相据候迄ハ一歩も不譲決心」を固めることで意見の一致をみた。これにより政権の安定化がすべての政治課題に優先されることが確認され、このとき大久保政権へ向けての胎動が始まったと言える。

それまでも大久保は伊藤などに対して政体改革の見通しを語っていたが、事態の急転に促されて大久保は俄に政体案の起草にあたっていた吉田、吉原らを督促する動きに出た。こうして十分に内容が吟味されないまま、いわゆる「立憲政体に関する意見書」は提出されたのである。同意見書の内容が論理的整合性に乏しく、高遠な政治理念と現実的選択肢とが混在しているのはまさにそのためである。大久保は政権基盤強化のため政権への政治的支持を調達するべく、包括的な意見書を提出せざるをえなかった。太政官制改革案が意見書全体の基調と明らかに齟齬を来し、一

方で立憲制を志向しながら他方当面の措置として行政権の強化をめざすといった矛盾が生じた所以である。

政変に引き続く近衛兵の大量辞職は政府を激震させ、政権はその拠って立つ正統性原理である天皇親政が揺らぐといった重大な危機に見舞われた。大久保は天皇親政が正統性原理として機能しない以上、公議政治の旗を高く掲げ、同じく征韓派の動向を「天下の忠害を醸す」として深く憂えていた木戸を政権につなぎ止めることで長州派勢力の政権支持を確実なものとせざるをえなかった。こうした現実的諸条件を勘案するとき、大久保の政体構想に木戸、伊藤らの政治的支持調達という目的が秘められていた蓋然性はきわめて高いと言うことができよう。

しかし、木戸の現状への不満と薩摩に対する猜疑心は根強く、木戸、大久保間の溝は容易に埋まらなかった。外遊から帰国後木戸との関係を修復し、大久保とのいわばパイプ役を果していた伊藤もしだいに大久保への傾斜を強めていった。とりわけ大久保が陸軍省における山県問題の処理をめぐってみせた巧みな政治手腕は伊藤の針路を大きく方向づけずにはおかなかった。大久保の「柔軟なリアリズム」は政体構想にとどまらず、現実の政局運営の上にも如何なく発揮されたと言える。これに対し、木戸は山県問題をはじめとする長州派の政治的救済に対してその政治力の限界を露呈し、長州派内部における伊藤の台頭を促した。大久保は伊藤を政権に迎えることで木戸の動向を絶えず察知するとともに、長州派勢力の結束と政権への支持を確保することができたと言えよう。

とはいえ、大久保の「柔軟なリアリズム」にも眼界はあり、大久保政権の成立には岩倉の調整力が依然として不可欠であった。明治六年末、俄に政治争点化した家禄税問題は政権安定化の試金石となった。同問題をめぐっては、同年十二月付の「禄税御評議之節岩公覚書」が端的に示すように、富国強兵策推進のため新たな財源の確保をめざす大久保案と財政的根拠を明示しない課税に反対する木戸案とが真っ向から対立し、廟堂の意見は二分した。とりわけ伊藤が同問題について木戸支持の姿勢を明確にし、大久保と対立したことは、一時的にせよ政権基盤の脆弱化を招くおそれなしとしなかった。こうした政権の危機に対して、岩倉は伊藤を通じて木戸の意向を汲み取り、大隈に財政指標の明示を迫ることで長州派の離反を回避しながら、大久保案を軸に調整を進め、限定的ながら事態の沈静化に貢献したと言えよう。岩倉の調整により大久保の政治指導は側面から補完され、大久保政権は禄税問題を契機に分裂に向か

うことはなかった。

以上、本稿は、大久保政権の成立過程を再検討し、大久保が如何にしてかかる脆弱な政権の安定化に成功したのかを考察してきた。盟友西郷を失い、天皇親政の危機と遭遇しながらも、大久保は体系性を犠牲にして間口の広い政体構想を示して木戸派の離脱を防ぐとともに、「柔軟なリアリズム」とも呼ぶべき寛容な政治姿勢と果断な現実的政策選択とによって伊藤と岩倉の協力を引き出し、政権の維持に辛くも成功した。こうしてしだいに強化されていった政権基盤がさらに翌七年の波瀾の政局を乗り切る土台として如何に発展してゆくかについては再び稿を改め論究することとしたい。

〔付記〕本稿は、米国スタンフォード大学東アジア研究所に留学中、執筆したものである。同大学における研究を支援してくださったピーター・ドウス歴史学部教授に対して心より御礼を申し上げたい。大久保の政治姿勢をめぐって、その政体構想、政治指導、政策選択の諸点から、いわゆる大久保政権の成立に照準を合わせ考察を加えた。問題の性格上、未だ多くの課題を残しており、また依然として問題提起の域を脱していない論点もあろう。本稿を研究ノートとして提出する所以である。執筆に際しては、同大学フーバー研究所東アジア図書館所蔵の文献および資料に多くを負っている。ここに記し、図書館関係者に対し深甚なる感謝の意を表するしだいである。